

「沖縄に適応した環境保全型農業推進事業」委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和7年度沖縄県有機農業基礎づくり調査委託業務

2 背景及び目的

令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減、化学肥料の使用量の30%低減や有機農業の取組面積の拡大を目指すとされている。

本県の農業生産環境は、他県と比較すると年間を通して温暖な気候であり、病害虫・雑草の多発や土壌中の有機物の分解も速い。そのため、化学肥料や化学合成農薬を県慣行基準より低減する栽培方法を実践するには厳しい状況にあり、特に有機農業については化学肥料・化学合成農薬を全く使用しないことからハードルの高い生産方式となる。

本事業では、有機農業の基礎構築に繋げる目的として、県内における有機栽培優良事例調査を実施するとともに、生産者等対象とした勉強会開催や環境保全型農業の普及啓発等を行い、環境保全型農業の推進を図る。

3 業務期間

令和7年度～9年度（予定）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

※ 契約は年度ごとに締結するものとする。

5 予算額（令和7年度）

(1) 委託上限額

提案にあたっては、2,800千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。（この金額は、企画提案のために提示した金額であり、契約金額とは異なる。）

(2) 積算費目

積算の費目は、次のとおりとすること。

ア 人件費

イ 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

ウ 一般管理費〔（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。〕

エ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を示すこと。

6 委託業務内容

(1) 県内有機栽培者優良事例調査

県内における有機栽培実践者から栽培技術面や経営面等詳細な情報を収集し、県内関係機関と協議の上、優良事例を整理して報告すること。

※本事業における有機農産物とは、有機農産物の日本農林規格で定義されたものとする。

(2) 勉強会等の実施

栽培技術の向上と生産者間の情報共有を目的に、勉強会等を実施すること。

(3) 環境保全型農業 PR の実施

有機農業をはじめとした環境保全型農業を消費者等へ PR するために、啓発活動を行うこと。

(4) 県外先進地等への調査

他県における有機農業に関する体制や有機農産物の流通販売等の調査を実施すること。

(5) その他

本業務を実施するに当たり有効と考えられる企画提案

(6) 成果物

委託業務の終了の日までに以下の成果物を提出すること。

① 委託業務報告書（カラーA4 版）・・・ 3 部

委託業務の成果について、報告書として取りまとめ 3 部提出すること。

なお、長期の使用に耐えるように装丁を行うこと。

② CD-ROM 等（上記①に係る電子記録）・・・ 1 部

報告書を PDF 等の形式により保存した CD-ROM 等を 1 部提出すること。

なお、データ形式等については、担当職員と調整すること。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

① 契約金額の 50%を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

① 資料の収集・整理

② 複写・印刷・製本

- ③ 原稿・データの入力及び集計
 - ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務
- (3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

8 著作権

- (1) 成果物に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たって、県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、委託契約の仕様書については、変更する場合がある。
- (4) 企画提案書が採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。